

四日市市告示第 95 号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定に基づき、次の市道の路線の区域を変更する。

なお、その関係図面は、四日市市都市整備部道路管理課において、公示の日から3週間一般の縦覧に供する。

令和5年 3月16日

四日市市長 森 智広

都市整備部 道路管理課

(区域変更)

(都市整備部道路管理課)

整理 番号	路線名	区域変更前起終点	変更区間幅員 追加区間幅員 変更前幅員 変更後幅員 (m)	変更区間延長 追加区間延長 変更前延長 変更後延長 (m)	備考
		区域変更後起終点			
1	川島30号線	川島町字辻之前1850	5.4~5.5	9.4	区域を変更する 幅員を変更する
		川島町字辻之前1871-3	-	-	
		川島町字辻之前1850	2.7~4.0	187.4	
		川島町字辻之前1871-3	2.7~5.5	187.4	
2	大矢知8号線	下之宮町字皇田1-4	6.0	93.3	区域を変更する 幅員を変更する
		大矢知町字御幸林1341	-	-	
		下之宮町字皇田1-4	3.1~5.0	281.5	
		大矢知町字御幸林1341	3.1~6.0	281.5	
3	大矢知125号線	大矢知町字御幸林1350	-	-	区域を変更する 延長を変更する
		大矢知町字御幸林1346	6.0	29.8	
		大矢知町字御幸林1350	6.0	90.6	
		大字茂福字四五六甲223-26	6.0	120.4	
4	河原田69号線	河原田町字里岸362-2	5.0~7.6	30.3	区域を変更する 幅員を変更する
		河原田町字里岸222	-	-	
		河原田町字里岸362-2	1.6~4.4	235.0	
		河原田町字里岸222	1.6~7.6	235.0	